

入札に係る質問及び回答

- 提出日 令和2年7月15日
- 工事名 令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事
- 回答日 令和2年7月17日
- 開札日 令和2年7月29日

番号	質問事項	回答
1	<p>仕様書P5 第17条 その他</p> <p>「本仕様書は本施設が必要とする性能に関する大要を示したものであり、機器の構成、性能等に関する事項について疑義を生じた場合は、適用する機器の仕様を照会するために、事前質疑の際に当該箇所に関して機器製作者が発行した、機器仕様書または納入可能証明書を「甲」に提出すること。「甲」にて同等機能以上として仕様を満足し、運用上支障がないと了解したものについては応札を認める。なお、公正を期するため入札後の仕様の変更はこれを認めない。」</p> <p>との記載がありますが、本質疑で許諾されました仕様においては提出不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>機器及び材料の仕様書は提出をお願いします。</p>

2	<p>仕様書P7 第1条 システムの概要 「操作は簡単で全ての制御は集中制御でき、各種の通報を円滑に行える装置であること。また移行中は、デジタル・アナログ区別なく操作を一括管理できること」 との記載がありますが、既設業者や特定業者に有利な仕様であり、また各業者で方式は異なります。</p> <p>既設アナログ設備がパナソニック社であり制御方式は各メーカーで異なる為、新設デジタル卓でアナログ/デジタル併用システム連動での1卓運用は基本対応不可となります。弊社の基本対応は整備工事中の一定期間は、既設アナログ卓と新設デジタル卓の2卓運用となります。既設設備が他社仕様での更新の場合は、既設アナログ卓設備と新設デジタル卓設備の2卓運用となる事で、アナログ/デジタルを1卓運用で発生する不具合リスクを回避する点でも良いと判断致します。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>緊急時の情報伝達を円滑に行う必要があるため、デジタル・アナログ併用期間中はデジタル操作卓1卓で運用する必要があるため、仕様書の通りとします。</p>
3	<p>仕様書P7 第2条 親局無線装置、(6) 「パソコンなどの保守用機器を接続することなく、本装置に装備された液晶タッチパネルにて各種設定、保守操作および受信電界、BERの表示を行えること。」 との記載がありますが、特定業者の仕様があります。</p> <p>弊社は、仕様機能を満たし且つパソコン以外の本装置に付属した装置で実現する事であれば液晶タッチパネル以外の手段となります。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>本装置に装備された装置で確認ができることを条件に可とします。</p>

4	<p>仕様書P 7 第3条(1)基本機能 「①操作卓は選択呼出機能、音声調整機能、自動プログラム送出部などを有し、監視制御部、遠方監視制御部及び自動通信記録装置の各機能を追加できる構造で無線装置の制御はすべて操作卓で操作できること。」</p> <p>との記載がありますが、アナログ運用にも1卓で同仕様が必要であれば既設業者に有利な仕様であり、また各業者で方式は異なります。前段の質疑2にて記載の通り、既設アナログ設備が他社仕様である為、公平な競争原理を維持するためにも、本機能は新設デジタル卓ものみでの仕様として、許諾をお願い致します。</p>	No.2と同様。
5	<p>仕様書P 8 第3条(1)基本機能 「③特に操作卓として重要な装置である処理装置及び電源部・ファン・記憶部は二重化を施し信頼性を高めること。」</p> <p>との記載がありますが、仕様記載の内容が明確に判断できません。各メーカーで冗長化方式は異なります。メーカーの信頼性を高める冗長化にてお認め願います。</p>	<p>質問者の代替提案が記載されず、冗長方式が不明なため、仕様書の通りとします。</p> <p>仕様書P 5第17条 その他をご参照ください。</p>
6	<p>仕様書P 8 第3条(1)基本機能 「⑥電子地図の拡大・縮小はマルチタッチで操作できること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であり、各業者で操作方式は異なります。弊社の仕様は「電子地図の拡大・縮小はマウス等の操作により行えること。」であり電子地図の拡大・縮小に問題は無く、システム運用に大きな差異は御座いません。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	電子地図表示画面上で拡大・縮小が行えることを条件に可とします。

7	<p>仕様書P 8 第3条(1) 基本機能 「⑭終話による操作の終了以外に、緊急的に全ての通信を強制終了させるためのカバー付きハードウェアによる回線開放キーを有すること」 と強制終了する為の機構を限定されていますが、特定業者の仕様であります。各メーカーにより機構及び操作方法は異なりますので機能を有しておれば可と願います。</p>	<p>強制的に全ての通信を瞬時に終了する特定のスイッチが必要です。また誤動作防止の措置が施されていればカバーの有無は問いません。</p>
8	<p>仕様書P 8 第3条(1) 基本機能 「⑮操作卓の操作用PCから処理装置に対しハード・ソフトを指定してリセットを実施することができること。」 との記載がありますが、仕様記載の内容が明確に判断できなく、特定業者の仕様と思われる。 ハード・ソフトを指定してリセットを実施することで実現する内容が不明確であり、リセットの内容及び手段については各メーカーにより異なる事から、各メーカーの機能でお認め願います。</p>	<p>質問者の代替提案が記載されず、リセット方式が不明なため、仕様書の通りとします。 仕様書P 5 第17条 その他をご参照ください。</p>
9	<p>仕様書P 10 第3条(9) 自動プログラム送出機能 「③通報番組数は最大1,000番組の内容を毎日・曜日指定・期日指定の3パターン(計3,000番組)で登録できること。」 仕様書P 22 第1条(6) 自動プログラム送出機能 「②プログラム数 最大1,000番組を3パターン(計3,000番組)」 との記載がありますが、実運用に対し過剰な登録数である特定業者仕様でありますので「通報番組数は最大1,000番組以上」でお認め願います。</p>	<p>パターンの内訳は問いませんが、計3,000番組以上とします。</p>

10	<p>仕様書P 1 1 第3条(11) テキスト音声合成機能 「⑥文章を繰り返して読み上げることができること。」</p> <p>との記載がありますが、記載内容だけではご要求内容が読み取れないため、本内容にて実現する機能をご教授願います。実運用上不要でございましたら、本機能は運用上不要と考えますので、本内容の削除をお願い致します。</p>	<p>作成した文章を繰り返し読み上げる機能です。運用上、操作を簡易的にするために、仕様書の通りとします。</p>
11	<p>仕様書P 1 1 第3条(13) 地区遠隔通報機能 「④前日までに同時刻に複数の放送を通報予約することができること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社は「前日までに複数の放送を通報予約することができること。」での対応となりシステム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>町内各区の放送時間帯が重なることを想定し、仕様書の通りとします。</p>
12	<p>仕様書P 1 1 第3条(13) 地区遠隔通報機能 「⑤同一時刻に異なる通報内容を放送するために、事前に通報音源を戸別受信機に対して転送し、通報時間になると一斉にそれを再生する信号を送出する。これにより住民代表の地域ごとに、それぞれの通報内容を同一時刻に放送することができること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は同一時刻に異なる通報内容を放送できませんが、同時刻に重なった場合は直後の放送にて対応を行うことができるので、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>町内各区の放送時間帯が重なることを想定し、仕様書の通りとします。</p>

<p>13</p>	<p>仕様書P 1 1 第3条(13) 地区遠隔通報機能 「⑥操作卓にて通報音源の転送の動作状況・障害状況を記録・表示できること。」との記載がありますが、「情報音源の転送の動作状況」とは具体的にどのような仕様でしょうか？ 情報音源の内容、動作状況、障害状況が本装置及び通信記録装置にて記録、表示できれば可能と頂けますようご承諾をお願いします。</p>	<p>地区遠隔機能によって登録された音源の戸別受信機及び屋外拡声子局への転送状況を確認する機能です。上記機能が実現できることを条件に可とします。</p>
<p>14</p>	<p>仕様書P 1 2 第3条(16) 複数メディア機能 「②複数メディア通報の通報内容(テキスト音声合成内容、文字伝送内容、外部メディアへの伝送内容)はメッセージセットとして予めプリセットができること。」 「③予めプリセットされたメッセージセットを自動プログラム送出することができること。」 との記載がありますが、記載内容だけでは機能詳細が不明であり、また将来機能との記載もありますので、本内容に関しては受注業者との別途協議により詳細を決定すると考えても宜しいでしょうか。 公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご承諾をお願い致します。</p>	<p>質問者の代替提案が記載されず、機能が不明なため、仕様書の通りとします。 仕様書P 5 第17条 その他をご参照ください。</p>

<p>15</p>	<p>仕様書P12 第3条(17) 連絡通話機能</p> <p>「①操作卓・遠隔制御装置と簡易中継装置間で複信通話が行えること。その際通話先を呼出指定できること。」</p> <p>「②扱者不在時は自動的に最大100件の不在着信の履歴表示を行い、同時に留守番録音ができること。」</p> <p>「③機器設置スペースを考慮し操作卓および遠隔制御装置ともに専用装置を設置することなく、連絡通話機能を使用できること。但し、専用装置を設置する場合は、入札前に設置可能なことを図面等で提出すること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社の仕様は「操作卓と簡易中継間で連絡通話が行えること。」での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>①：誤動作防止の観点から、仕様書の通りとします。</p> <p>②：不在着信10件以上とします。ただし、操作卓と遠隔制御装置の設置先が異なるため、留守番録音は必要です。</p> <p>③：専用PC等を設置することなく、ハンドセットやヘッドセットで実現することを想定しています。専用装置の場合、機器の設置位置及びそれが問題ないことを検討するための資料を提出願います。</p>
<p>16</p>	<p>仕様書P12 第3条(18) 遠方監視制御部機能</p> <p>「②親局に無線機及び外部の状態の定時監視・定時制御ができその結果が表示できること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は「親局に無線機及び外部の状態の監視・制御ができその結果が表示できること」での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用者の定めた時間に監視が出来ることを条件に可とします。</p>

17	<p>仕様書P12 第3条(19) 監視制御部機能</p> <p>「①簡易中継局装置に対して状態の監視ができその結果を表示できると。また予め状態の監視をする日時を登録し自動的に状態の監視を行うことが可能であること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は「簡易中継局装置に対して状態の監視ができその結果を表示できること。」での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用者の定めた時間に監視が出来ることを条件に可とします。</p>
18	<p>仕様書P13 第3条(20) 通報履歴管理機能</p> <p>「②指定した日付・通報種別などの条件で絞り込み検索が可能であること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は「一覧表による履歴表示機能」での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>日付の絞り込みと装置単位での並び替えが出来ることを条件に可とします。</p>
19	<p>仕様書P13 第3条(21) 自動通信記録機能</p> <p>「⑥一日一回任意に設定した時刻に自動的にCSV出力できること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は「任意に設定した時刻にCSV出力できること。」での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>可とします。</p>

20	<p>仕様書P13 第3条(22)電子地図表示機能 「④屋外拡声子局アイコン名称の表示／非表示を一括して選択できること。」 との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社は、アイコン名称は初期登録時点での表示・非表示対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用に差支えがないことを条件に可とします。</p>
21	<p>仕様書P13 第3条(22)電子地図表示機能 「⑤アイコンの大きさを縮尺に応じて自動的に変更できること。」 との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社はアイコンの大きさは初期登録時点での内容となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用に差支えがないことを条件に可とします。</p>
22	<p>仕様書P13 第3条(22)電子地図表示機能 「⑥電子地図上にプロットされた親局・簡易中継局装置の状態（選択・未選択・監視結果等）が判別できるように表示すること。」 との記載がありますが、特定業者の仕様であります。弊社は、監視結果については親卓側で表示する事での対応となり、システム運用に影響は無いと考えます。ご許諾をお願い致します。</p>	<p>状態の判別が出来ることを条件に可とします。</p>

23	<p>仕様書P14 第3条(22) 電子地図表示機能 「⑧地図上の公共施設や官公署、学校、道路名、鉄道名などの地図アイコン情報表示は、表示／非表示が自由にできること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社は、地図アイコン情報表示は初期登録時点での内容となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用に差支えないことを条件に可とします。</p>
24	<p>仕様書P14 第3条(22) 電子地図表示機能 「⑨地図の表示色は、あらかじめ用意されている種類の中から任意の色を選択できること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社は地図の表示色は選択可能ですが初期登録時点での内容となり、システム運用に影響は無いと考えます。</p> <p>公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>運用に差支えないことを条件に可とします。</p>
25	<p>仕様書P14 第3条(26) 被遠隔制御機能 「③遠隔制御装置に対して高レベルの優先順位設定ができること。」との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は高レベルの優先順位設定は行えませんが、通常通報中に緊急一括通報などの放送を割り込ませることは可能であり、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>操作卓の各種通報に対して上位、下位が設定できることを条件に可とします。</p>

26	<p>仕様書P15 第5条(1)遠隔制御装置 「④遠隔制御装置に通報の優先順位の設定ができ、高レベルの優先順位が設定された遠隔制御装置は、他の卓が通報中でも割り込んで通報できること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は高レベルの優先順位設定は行えませんが、通常通報中に緊急一括通報などの放送を割り込ませることは可能となり、システム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>操作卓の各種通報に対して上位、下位が設定できることを条件に可とします。</p>
27	<p>仕様書P16 第5条(6)自動プログラム送出機能 「②通報番組数は全遠隔制御装置合計で毎日・曜日・期日指定の3パターン(計1,000番組以上)で登録できること。」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社仕様は「通報番組数は遠隔制御装置単体で500番組程度登録できること。」となりシステム運用に影響は無いと考えます。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>3パターンの登録が出来ることを条件に500件以上とします。</p>
28	<p>仕様書P16 第5条(8)ワンタッチ通報起動機能 「①住民が通報を聞きとりやすくなるよう音の重なり(エコー)を防止するため、音声を用いる通報において時差通報ができること。」</p> <p>は(9)、分割放送機能、①と文書内容が同一であり、意図が読み取れません。</p> <p>「①住民が通報を聞きとりやすくなるよう音の重なり(エコー)を防止するため、音声を用いる通報において時差通報ができること。」は、(9)の内容と解釈し時差放送機能を有しておれば宜しいでしょうか。</p>	<p>(8)ワンタッチ通報起動機能は削除します。</p> <p>(9)分割放送機能として解釈をして下さい。</p>

29	<p>仕様書P17 第6条(1)屋外受信装置 「⑬スピーカ毎の音量制御」 と記載されておりますが、本機能を具備する屋外受信装置の数量をご教授願います。</p>	<p>120W出力の場合は屋外受信装置1個です。</p>
30	<p>仕様書P18 第7条(1)全般 「②単1形、単2形及び単3形のいずれの乾電池も2個を本体に実装でき、単1形アルカリ乾電池にて停電時に72時間以上(5分放送通報・55分待受けにて)の使用を保証するものであること。」 との記載がありますが、乾電池の種類を問わず、停電時に72時間以上(5分放送通報・55分待受けにて)の使用を保証することでも運用上に支障を与える事は無いと考えます。本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>単1形以外の乾電池でも72時間以上の停電保障がされることを条件に可とします。</p>
31	<p>仕様書P18 第7条(1)全般 「⑤周囲の空間を照らす照明用LEDを具備し、手動ON/OFFに加え、停電時は一定時間照明用LEDを自動的に点灯し、緊急通報受信時には照明用LEDが自動点滅すること。」 との記載がありますが、特定業者の仕様であります。 LEDを装着することで乾電池による運用時間が減少し、緊急放送等を聴取できないことも考えられます。本内容の削除をお願い致します。</p>	<p>停電時間時の運用が想定されるため、確認用LEDがあれば可とします。</p>

32	<p>仕様書P26 第3条(1) 遠隔制御装置 「⑤連絡通話 ヘッドセットを接続し屋外送受信装置と連絡通話可能」</p> <p>との記載がありますが、特定業者の仕様であります。</p> <p>弊社の仕様では遠隔制御装置と屋外送受信装置間の連絡通話は行えませんが、操作卓と屋外送受信装置間では連絡通話が行え、システム運用に問題も御座いません。公平な競争原理を維持するためにも本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>執務室に遠隔制御装置が設置され操作卓とは離れているため、通常時の使用を想定し、仕様書の通りとします。</p>
33	<p>仕様書P26 第3条(1) 遠隔制御装置 「⑥自動通報機能 遠隔制御装置全体で500番組まで自動通報を設定可能」</p> <p>と記載されておりますが、P16の記載では全体で1,000件と記載され、こちらでは500件と記載されております。</p> <p>弊社仕様である「通報番組数は遠隔制御装置単体で500番組程度登録できること。」の内容にてご許諾をお願い致します。</p>	<p>可とします。</p>
34	<p>仕様書P28 第5条(1) 戸別受信機停電保証 「⑦5分放送55分待受けの条件にて単1形アルカリ乾電池で停電時72時間以上運用が可能なこと」</p> <p>との記載がありますが、乾電池の種類を問わず、停電時に72時間以上(5分放送通報・55分待受けにて)の使用を保証することでも運用上に支障を与える事は無いと考えます。本内容でのご許諾をお願い致します。</p>	<p>No.30と同様。</p>

35	<p>仕様書P 7 第1条 システムの概要</p> <p>「操作は簡単ですべての制御は集中制御ができ、各種の通報を円滑に行える装置であること。また移行期間中は、デジタル・アナログの区別なく操作を一括管理できること。」</p> <p>と記載がありますが、移行期間中は、一度の操作でデジタル設備・アナログ設備への放送を実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
36	<p>仕様書P 7 第1条 システムの概要</p> <p>「操作は簡単ですべての制御は集中制御ができ、各種の通報を円滑に行える装置であること。また移行期間中は、デジタル・アナログの区別なく操作を一括管理できること。」</p> <p>と記載がありますが、今回整備するデジタル設備のみでなく、既設アナログ設備に関しても群放送等を実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
37	<p>仕様書P 2 8 第4条 屋外拡声子局設備</p> <p>(8) 高機能スピーカー</p> <p>「②型式 SC-B60 相当」</p> <p>と記載がありますが、Q-HA-1000MK2 の納入をお認めいただけますでしょうか。</p> <p>*機器仕様書及び納入可能証明書を添付いたします。(参考資料1、参考資料2、参考資料3) 別途 PC にて操作をする方式でご了承願います。</p>	仕様書P 5 第17条 その他に則り、同等機能以上と判断されるため、可とします。
38	<p>仕様書P 2 8 第4章 防災行政無線通信施設機器構成</p> <p>空中線柱について</p> <p>景観色等の色指定はございますか。</p>	景観色の色指定はありません。

39	<p>設計図面 図番 2-10 避雷針保護角について 親局空中線柱（図番 2-10）は保護角内 でしょうか。 保護角に入らない場合、 避雷針追加工事（強度計算、材料費、A種 接地工事労務費等）は設計変更対象で しょうか。</p>	<p>避雷針の保護角内に入ります。</p>
----	--	-----------------------